

令和4年

第8回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和4年8月29日（月）午後4時00分

場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第8回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- 報告 7 少年非行概要について
- 報告 8 専決処分の報告について  
専第 5 号 令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
- 第 18 号議案 令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
- 第 19 号議案 赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 20 号議案 赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- その他 問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 7

少年非行概要について

少年非行概要について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

## 赤穂市内の少年非行概要（令和3年1月～令和3年12月）

1 概要（年別推移） ( )は女性の内数

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
犯罪少年	28 (8)	16 (3)	12 (3)	15 (0)	15 (2)	8 (1)	6 (2)	9 (1)
触法少年	7 (2)	8 (1)	4 (2)	3 (0)	1 (0)	6 (0)	4 (1)	2 (1)
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	370 (36)	387 (40)	488 (15)	275 (9)	249 (16)	356 (42)	178 (17)	91 (12)
合計	405 (46)	411 (44)	504 (20)	294 (9)	268 (20)	370 (43)	188 (20)	102 (14)

## 2 学職別概要

令和3年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計	対前年増減
犯罪少年		1 (0)	6 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	9 (1)	-3 (-1)
触法少年	2 (1)	0 (0)					2 (1)	-2 (0)
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0 (0)	3 (2)	26 (3)	8 (1)	42 (2)	12 (4)	91 (12)	-87 (-5)
合計	2 (1)	4 (2)	32 (3)	8 (1)	43 (2)	13 (5)	102 (14)	-86 (-6)
対前年増減	-2 (0)	0 (0)	-20 (-5)	3 (1)	-53 (-5)	-14 (3)	-86 (-6)	

令和2年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
犯罪少年		1 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	6 (2)
触法少年	4 (1)	0 (0)					4 (1)
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0 (0)	3 (1)	50 (7)	4 (0)	96 (7)	25 (2)	178 (17)
合計	4 (1)	4 (2)	52 (8)	5 (0)	96 (7)	27 (2)	188 (20)

### 3 不良行為少年の状況

#### ア 行為別

分別類	総数	(内訳) 行為別				
		喫煙	深夜徘徊	飲酒	家出/無断外泊	その他
年別	178	80	94	4	0	0
	(17)	(5)	(11)	(1)	(0)	(0)
令和3年	91	28	60	1	2	0
	(12)	(0)	(10)	(1)	(1)	(0)
増減	-87	-52	-34	-3	2	0
	- (5)	- (5)	- (1)	(0)	(1)	(0)

#### イ 年齢別

年齢別 (学年)	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	合計
	小6・中1	中1・中2	中2・中3	中3・高1	高1・高2	高2・高3	高3・大1	大1・大2	
令和2年	0	0	1	11	79	66	18	3	178
	(0)	(0)	(1)	(1)	(6)	(9)	(0)	(0)	(17)
令和3年	0	0	0	8	40	29	10	4	91
	(0)	(0)	(0)	(4)	(3)	(4)	(1)	(0)	(12)
増減	0	0	-1	-3	-39	-37	-8	1	-87
	(0)	(0)	- (1)	(3)	- (3)	- (5)	(1)	(0)	- (5)

#### ウ 学職別

学職別	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職者	無職者	合計
令和2年	0	3	50	4	96	25	178
	(0)	(1)	(7)	(0)	(7)	(2)	(17)
令和3年	0	3	26	8	42	12	91
	(0)	(2)	(3)	(1)	(2)	(4)	(12)
増減	0	0	-24	4	-54	-13	-87
	(0)	(1)	- (4)	(1)	- (5)	(2)	- (5)

報告 8

専決処分の報告について

専第 5 号 令和 5 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第 5 号

令和 5 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、令和 5 年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり決定した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 8 月 23 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

## 令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

### (採択の主体)

第1条 赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

### (採択の基本方針)

第2条 教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

- (1) 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。
- (2) 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。
- (3) 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを使用する。
- (4) 人権尊重の視点にたった適正なものを使用する。

### (地区協議会)

第3条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所属区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。  
2 地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合意により別に定める。

### (委員)

第4条 地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

### (採択の決定)

第5条 委員会は、第3条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

### (採択条件)

第6条 小学校における、令和5年度使用教科書については、令和4年度と同一の教科書を採択する。  
2 中学校における、令和5年度使用教科書については、令和4年度と同一の教科書を採択する。  
3 小・中学校特別支援学級における、令和5年度使用教科書については、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」を採択するものとする。  
4 義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年採択替えを行うことができる。

### (委任)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

### (補則)

第8条 この方針は、令和5年度使用教科書の採択について定めるものとする。

## 令和5年度使用赤穂市立小学校使用教科用図書

教 科	採択した発行者	教 科	採択した発行者
国 語	光 村	音 楽	教 芸
書 写	東 書	図 工	日 文
社 会	日 文	家 庭	開 隆 堂
地 図	帝 国	保 健	光 文
算 数	啓 林 館	外 国 語	東 書
理 科	啓 林 館	道 德	あ か 図
生 活	東 書		

### <発行者の略号と正式名>

- 光 村 : 光村図書出版株式会社  
 東 書 : 東京書籍株式会社  
 日 文 : 日本文教出版株式会社  
 帝 国 : 株式会社 帝国書院  
 光 文 : 株式会社 光文書院  
 開 隆 堂 : 開隆堂出版  
 啓 林 館 : 株式会社 新興出版社啓林館  
 教 芸 : 株式会社 教育芸術社  
 大 日 本 : 大日本図書株式会社  
 あ か 図 : あかつき教育図書株式会社

令和5年度使用赤穂市立中学校使用教科用図書

教 科	採択した発行者の略号	教 科	採択した発行者の略号
国 語	光 村	音 樂	教 芸
書 写	光 村	音楽(器楽)	教 芸
地 理	帝 国	美 術	日 文
歴 史	帝 国	保 体	大 日 本
公 民	帝 国	技 術	東 書
地 図	帝 国	家 庭	東 書
数 学	数 研	英 語	東 書
理 科	啓 林 館	道 德	あ か 図

<発行者の略号と正式名>

- 光 村 : 光村図書出版株式会社
- 帝 国 : 株式会社 帝国書院
- 日 文 : 日本文教出版株式会社
- 数 研 : 数研出版株式会社
- 啓 林 館 : 株式会社 新興出版社啓林館
- 教 芸 : 株式会社 教育芸術社
- 大 日 本 : 大日本図書株式会社
- 東 書 : 東京書籍株式会社
- あ か 図 : あかつき教育図書株式会社

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。

2 新学習指導要領の趣旨がよく見現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に対する配慮ができるものを選ぶこと。

3 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。

4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学年区分		第一 学 年			第二 学 年			第三 学 年						
教材	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲
国語	107・108	こぐー 上かざぐるまー下どもどち	38光村	1年	207・208	こご二 上たらんばばー下おどんぼ	3B光村	2年	307・308	国語三 上わかばー下あおぞら	38光村	3年		
算字	101	あたらしい しょじやー	2東書	1年	201	新しい しょじや 二	2東書	2年	301	新しい書き 三	2東書	3年		
社会											304	小学社会 3年	116日文	3年
地図											302	楽しいふぶく 小学生の地図帳 3・4・5・6	46帝国	3・4・5・6年
算数	108	わくわく さんすう1	61啓林館	1年	208・209	わくわく計算2上・下	61啓林館	2年	308・309	わくわく算數3上・下	61啓林館	3年		
理科											306	わくわく理科 3	61啓林館	3年
生活	101・102	じきじき ぐるぐる かわいい かわいくつ じき	2東書	1・2年										
音楽	102	小学生のおんがく 1	27数芸	1年	202	小学生の音楽 2	27数芸	2年	302	小学生の音楽 3	27数芸	3年		
图画工作	103・104	すがごうく 1・2上 たのしいな おもしろいな すかごうき 1・2下 たのしいな おもしろいな	116日文	1・2年					303・304	图画工作 3・4・5 下 ためいかなよ 里うちかはよ	116日文	3・4年		
保健									304	小学 ほけん 3・4年	208光文	3・4年		
道徳	110	みんなでかんがねば はないあうしょくばくせいの どうじ	232あか図	1年	210	みんなで考え、話し合う 小学生のどうじ2	232あか図	2年	310	みんなで考え、話し合う 小学生のどうじ3	232あか図	3年		
	111	じぶんをみつけ、かんがえる どうびくー1	232あか図	1年	211	自分を見つめ、考える どうびくー2	232あか図	2年	311	自分を見つめ、考える どうびくー3	232あか図	3年		
特別支援教育														
学年区分		第四 学 年			第五 学 年			第六 学 年						
教材	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲
国語	407・408	国語四 上かがやき・下ほのかき	38光村	4年	507	国語五 練河	38光村	5年	607	国語六 創造	38光村	6年		
算字	401	新しい書き 四	2東書	4年	501	新しい書き 五	2東書	5年	601	新しい書き 六	2東書	6年		
社会	404	小学社会 4年	116日文	4年	504	小学社会 5年	116日文	5年	604	小学社会 6年	116日文	6年		
地図														
算数	103・109	わくわく算数4上・下	61啓林館	4年	508	わくわく算数5	61啓林館	5年	608	わくわく算数6	61啓林館	6年		
理科	106	わくわく理科 4	61啓林館	4年	506	わくわく理科 5	61啓林館	5年	606	わくわく理科 6	61啓林館	6年		
音楽	402	小学生の音楽 4	27数芸	4年	502	小学生の音楽 5	27数芸	5年	602	小学生の音楽 6	27数芸	6年		
图画工作														
家庭														
保健														
道徳	410	みんなで考え、話し合う 小学生の道徳4	232あか図	4年	510	みんなで考え、話し合う 小学生の道徳5	232あか図	5年	610	みんなで考え、話し合う 小学生の道徳6	232あか図	6年		
	411	自分で見つめ、考える 道徳ノート4	232あか図	4年	511	自分で見つめ、考える 道徳ノート5	232あか図	5年	611	自分で見つめ、考える 道徳ノート6	232あか図	6年		
英語									501	NEW HORIZON Elementary English Course 5	2東書	6年	NEW HORIZON Elementary English Course 6	2東書
									502	NEW HORIZON Elementary English Course Picture Dictionary	2東書	6年		
特別支援教育														

## 令和5年度使用教科用図書採択に関する報告書(中学校)

赤穂市教育長 尾上慶昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
- 2 新学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
- 3 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
- 4 人権尊重の視点にたつた適正なものを選ぶこと。

年区分		第一 学 年			第二 学 年			第三 学 年							
教科	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教 科 書 名	発行者	使用範囲	変更理由
国語	704	国語1	38光村	1年		804	国語2	38光村	2年		904	国語3	38光村	3年	
書写	704	中学書き写一・二・三年	38光村	1・2・3年											
地理	703	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	46帝國	1・2年											
歴史	707	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き	46帝國	1・2・3年											
公民												903	社会科 中学生の公民 より良い社会を目指して	46帝國	3年
地図	702	中学校社会科地図	46帝國	1・2・3年											
数学	706	日々の学びに数学的な見方・考え方 をはらかせる クレカからの 数学1	104数研	1年		806	日々の学びに数学的な見方・考え方 をはらかせる クレカからの 数学2	104数研	2年		906	日々の学びに数学的な見方・考え方 をはらかせる クレカからの 数学3	104数研	3年	
	707	見方・考え方がはらき問題解決の チカラが高まる クレカからの 数学1 探求ノート	104数研	1年		807	見方・考え方がはらき問題解決の チカラが高まる クレカからの 数学2 探求ノート	104数研	2年		907	見方・考え方がはらき問題解決の チカラが高まる クレカからの 数学3 探求ノート	104数研	3年	
理科	705	未来へひろがるサイエンス1	61啓林館	1年		805	未来へひろがるサイエンス2	61啓林館	2年		905	未来へひろがるサイエンス3	61啓林館	3年	
音楽 (一般)	702	中学生の音楽 1	27教芸	1年		803	中学生の音楽 2・3上	27教芸	2・3年						
						804	中学生の音楽 2・3下	27教芸	2・3年						
音楽 (器楽)	752	中学生の器楽	27教芸	1・2・3年											
美術	703	美術1 美術との出会い	116日文	1年		803	美術2・3上 学び実感とがり	116日文	2・3年						
						804	美術2・3下 学びの探求と未来	116日文	2・3年						
保健	702	中学校保健体育	4次日本	1・2・3年											
技術	701	新しい技術・家庭 技術分野 未来を 創る Technology	2東書	1・2・3年											
家庭	701	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と 共生を目指して	2東書	1・2・3年											
英語	701	NEW HORIZON English Course 1	2東書	1年		827	NEW HORIZON English Course 2	2東書	2年		927	NEW HORIZON English Course 3	2東書	3年	
道徳	707	中学生の道徳 自分を見つめる1	232あか団	1年		807	中学生の道徳 自分を考える2	232あか団	2年		907	中学生の道徳 自分をのばす3	232あか団	3年	
	708	中学生の道徳ノート 自分を見つめる 1	232あか	1年		808	中学生の道徳ノート 自分を考える2 団	232あか	2年		908	中学生の道徳ノート 自分をのばす3 団	232あか	3年	

令和5年度使用教科用図書採択に関する報告書（小学校）

令和4年8月23日

赤穂市教育長 尾上 廉昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

- 採択方針
  - 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
  - 2 新学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
  - 3 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
  - 4 人権尊重の視点にたつた適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教 科	図書コード	一般 図 書 名	発行者	使 用範 囲				採 択 理 由
				**	**	**	**	
国語	002	くらしに役立つ国語	東洋館(20-7)					○社会生活を送るための国語力を身に付けることができる。
	A01	ゆっくり学ぶ子のための「いくこ」(改訂版)(ひらがなのことば・文・文章の読み)	同成社(20-5)	○ ○				すべてひらがなで書かれ、文字が大きめ文章が簡潔である。
	A02	ゆっくり学ぶ子のための「いくこ」(改訂版)(かたかな・かん字の読み、書き)	同成社(20-5)	○ ○ ○				カタカナと漢字の学習の導入に使いやすく、書き込むこともできる。
	A03	112ゆっくり学ぶ子のための「いくこ」(改訂版)(文章を読む・作文・詩を書く)A03	同成社(20-5)		○ ○			基本文型が繰り返し使われており、学習内容がわかりやすい。
	A04	ゆっくり学ぶ子のための「いくこ」(改訂版)4	同成社(20-5)	○				基本文型が繰り返し使われており、学習内容がわかりやすい。
	B01	ゆっくり学ぶ子のための「いくこ」入門編1(改訂版)(表象形成・音韻形成・発声・発音)	同成社(20-5)	○				発音到達表が付いており、発音指導に使える。
	B01	ミニマスターのえほん ミミターンのあか・あおきいろ	ひさかた(27-3)	○				輪郭がはっきりしたかわいいイラストで読みやすい。
	B02	ゆっくり学ぶ子のための「いくこ」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	同成社(20-5)	○ ○				滑音、促音、拗音、拗長音、拗促音の学習ができる。
	E01	講談社の年齢で選ぶ知識絵本4・5・6さいの生きもをつたえることばのえほん	講談社(10-1)					○場面に応じた言い方や気持ちの伝え方を学び、コミュニケーションスキルを高める。
	O02	くらしに役立つ国語	東洋館(20-7)					○自己紹介や電話のかけ方、手紙の書き方など生活に対応した内容になっている。
	D01	ひらがなカード	くもん出版(08-1)	○				カード一面に大きくひらがなが書かれており、文字の形を認識しやすい。
算数	003	くらしに役立つ数学	東洋館(20-7)					○家庭生活の出来事につながる内容となっている。
	A02	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研(22-3)	○				時間やお金など生活に必要な事柄についてわかりやすく学ぶことができる。
	A02	さんすういすきあそぶつくるしらべる2年3年	民衆社(32-1)	○				○算数と生活を結び付け、内容を理解できるようにする。
	B06	21世紀幼稚園百科6かずあそび1・2・3	小学館(12-2)	○				10までの数の大小、順序などがわかりやすく構成されている。
	C01	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1(【】概念の基礎、比較、なかま算め)	同成社(20-5)	○				時計の読み方や単位など、身近な量の表し方が理解できる。
	C03	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3(6~9のたし算、ひき算、位取り)	同成社(20-5)	○				引き算の概念を学習できるよう具体物やブロック操作などイラストで丁寧に示されている。
	C04	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4(くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	同成社(20-5)	○ ○				繰り上がりのある足し算、繰り下がりのある引き算を具体的に理解できるよう配慮されている。
	C05	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5(3けたの数の計算、かけ算、わり算)	同成社(20-5)	○ ○ ○				3桁の数とその足し算、引き算を具体図がついた操作を通して理解できるよう配慮している。
	Z01	デコボコえほん かずをかぞえよう!	小学館(12-2)	○				数字・イラストが大きく、見てわかりやすい。

教 科	図書コード	一 般 図 書 名	発行者	使用範囲	採 納 理 由
	D02	どうぞのいす	ひさかた(27-3)	○	優しい色使いのイラストで親しみやすい。
	B01	絵でわかるこどものせいいかづかん!みのまわりのきほん	合同出版(10-8)	○	生活の基本をイラストで分かりやすく学ぶことができる。
	B04	絵でわかるこどものせいいかづかん!おつきあいのきほん	合同出版(10-8)	○	友達や身近な人との関わりを学ぶことができる。
道徳	Z01	子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活のマナー	偕成社(06-1)	○	話し方や掃除洗濯等のマナーをイラストで分かりやすく学ぶことができる。
	Y01	ともだちだいすき(2) おへんどうなあに?	偕成社(06-1)	○	かわいらしい動物の絵が描かれており、親しみやすい。
	S53	こどもせいいかつ百科	講談社(10-1)	○	身に付けてほしい生活の基本をわかりやすく学ぶことができる。
図画工作	001	いろいろのさん	ボブラー(30-2)	○	発色がよく、鮮やかで興味を引く。
生活	B01	生活図鑑カード たべものカード	くもん出版(09-1)	○	日常的な食べ物が1枚ずつのカードに写実的に描かれており、わかりやすい。
音楽	013	あそびうたのほんCDつき	ひかりのくに(27-1)	○	CDに合わせて手遊びが楽しめる。

赤穂市教育長 尾上 麟昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

- 採択方針
- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
  - 2 新学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
  - 3 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
  - 4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般 図 書 名	発行者	使用範囲	採 択 理 由
国語	A01	ひとりだらするための国語	日本教育研(22-3)	○ 中1 中2 中3	ワーク形式になつていて、学習に取り組みやすい。
数学	C04	ゆうり学ぶ子のための「さんすう」 <sup>14</sup> ((り上がりくり下がり、2けたの数の計算))	同成者(20-5)	○ ○	2桁の足し算、引き算について文章から式を作り、計算できる内容となっている。

第18号議案

令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について

令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について、その意見を求める。

令和4年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

## 第19号議案

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定したい。

令和4年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年赤穂市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中

使用施設 (○で囲む)	公 民 館	赤穂市 公民館	
	使用室名	会議室( )・研修室・講堂・教養室・和室・調理室	
	使用設備	特別に使用する備品 パネル 枚・机台 映写機(16mm・スライド)・ スクリーン・OHP・ ビデオモニター	使用者の持ち込む設備

を  
「

使用施設 (○で囲む)	公 民 館	赤穂市 公民館	
	使用室名	会議室( )・研修室・講堂・教養室・ 和室・調理室	
	使用設備	特別に使用する備品	使用者の持ち込む設備

に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第20号議案

### 赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について

赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定したい。

令和4年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

### 赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市民会館条例施行規則（昭和54年赤穂市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中

使用 施設 (○で 囲む)	1階	大会議室・第4会議室	
	2階	中会議室・小会議室・第1会議室・第2会議室・ 第3会議室・研修室・教養室(和)・事務室( )	
	3階	料理実習室・和室1(東)・和室2(西)・レセプション室	
	設備	特別に使用する備品 パネル 枚・机 台 映写機(16mm・スライド)・ スクリーン ・ OHP ・ ビデオモニター	使用者の持ち込む設備

を

使用 施設 (○で 囲む)	1階	大会議室・第4会議室	
	2階	中会議室・小会議室・第1会議室・第2会議室・ 第3会議室・研修室・教養室(和)・事務室( )	
	3階	料理実習室・和室1(東)・和室2(西)・レセプション室	
	設備	特別に使用する備品	使用者の持ち込む設備

に改める。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の赤穂市民会館条例施行規則様式第1号から様式第3号までによる用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適当である事件に該当するため非公開

令和4年8月第8回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
7/28	木	赤穂義士祭奉賛会理事会
29	金	
30	土	
31	日	
8/1	月	
2	火	
3	水	中・播磨地区市町教育委員連合会総会及び研修会(姫路市)
4	木	部内会議
5	金	部長会議
6	土	少年野球親善大会
7	日	
8	月	
9	火	定例校長会 定例園・所長会
10	水	市人事用務
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	部長会議
25	木	管理職研修会
26	金	定例記者会見 青い鳥学級開級式
27	土	
28	日	赤穂義士杯青少年柔道大会
29	月	商工会議所との懇談会 第8回定例教育委員会